**２０１９年度(令和元年度)児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修契約書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「委託者」という。）と一般財団法人あかしこども財団西日本こども研修センターあかし（以下「受託者」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（委託内容）

第１条　委託者は、児童福祉法(昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。)第１３条第８項、児童福祉法第十三条第八項の厚生労働大臣が定める基準（平成２９年厚生労働省告示第１３１号）及び「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成２９年３月３１日雇児発０３３１第１６号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、法第１３条第５項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司（以下「児童福祉司スーパーバイザー」という。）の受講が義務付けられた研修（以下「スーパーバイザー研修」という。）を別添２０１９年度（令和元年度）児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修委託実施要領（以下「実施要領」という。）により受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

　（委託料）

第２条　委託者は、受託者に対し、委託料として別表１に定める金額を、受託者の指定する方法に

より支払うものとする。

　（契約保証金）

第３条　委託者は、受託者が納付すべき契約保証金を免除する。

　（受講者）

第４条　委託者の児童福祉司スーパーバイザーがこの契約によるスーパーバイザー研修を受講しようとするときは、実施要領に定める申込手続きにより、参加を申し込み、受託者が参加受け入れを決定し、別表２に掲げた者を委託者の受講者とする。

２　受託者は、委託者の受講者と委託者と異なる他の都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市（以下「他の自治体」という。）から委託を受けた受講者を併せて、一体的にスーパーバイザー研修を行うことができるものとする。

　（契約期間）

第５条　本契約の契約期間は、契約締結の日から2020年(令和２年)３月31日までの間とする。

　（一括再委託の禁止）

第６条　受託者は、この契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、契約の主たる部分に、研修資料等の印刷製本、通知発送等の業務は含まれないものとする。

　（業務の遂行）

第７条　受託者は、スーパーバイザー研修を善良な管理者の注意を持って遂行する。

２　受託者は、スーパーバイザー研修を実施するに際して、必要な場合は委託者に協力を求めることができ、委託者は協力を求められた場合には、合理的な範囲内において速やかに協力する。

　（講義資料の利用）

第８条　受託者がスーパーバイザー研修の実施に際して受講者に配布した講義資料等については、委託者は自己の責任及び負担においてのみ利用することができ、第三者に利用させないものとする。ただし、受託者による事前の承諾がある場合は除く。

　（委託料の支払）

第９条　受託者は、前期研修終了後及び後期研修終了後に、実施要領に定める受講証明を請求書に添付して、委託料の支払を請求するものとし、委託者は、それぞれの請求書を受理した日から起算して３０日以内に、委託料を支払うものとする。

２　原則として、欠席等により所定の課程を修了していない場合も、受託者は前項に準ずる手続きで委託料を請求し、委託者は受託者にこれを支払うものとする。

　（実績報告及び完了検査）

第１０条　前条に規定する受講証明をもって実績報告及び完了検査とする。

　（契約の解除）

第１１条　委託者及び受託者は、相手方に次の各号に掲げる事由が生じたときには、相手方への催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

　(１)　本契約に定める条項に違反し、相手方に対し相当の期間を定めて催告したにもかかわらず相当期間内に当該違反が是正されないとき。

　(２)　本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

２　前項の規定により契約を解除したときは、委託者は委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を受託者に請求することができる。

　（関係書類の整備及び保管）

第１２条　受託者は、委託事業に係る経費を他の経費と区分して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

２　受託者は、委託事業の関係書類を委託事業完了の翌年度から起算して、５年間保管しなければならない。

３　第４条第２項の規定により一体的に研修を行った場合、他の自治体からの委託事業による収入及び支出と一体的に経理することができる。

　（秘密の保持）

第１３条　受託者は、本契約による業務の遂行に際し知り得た個人情報について、受託者及び委託者が所属する自治体が定める個人情報保護に係る遵守事項に基づいて適正に管理する。業務の一部を第三者に委託した場合には、受託者は自己が負う義務と同様の義務を、当該第三者に負わせるものとする。

　（契約外の事項）

第１４条　本契約に定めのない事項については、委託者が定める財務会計に係る規則によるものとし、同規則に定めのない事項又は本契約の内容について疑義が生じた場合には、必要に応じて委託者受託者誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、委託者受託者記名押印の上、各自１通

を保有する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和元年　　月　　日

（委託者）

（受託者）明石市大久保町ゆりのき通１丁目４番地の７

　　　　　　　　　　　　　　　一般財団法人あかしこども財団

西日本こども研修センターあかし

理 事 長　濱　田　　純　一

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 単　位 | 委託料の額 |
| 前期研修 | 受講者1名当たり | ２７,０００円（消費税を含む） |
| 後期研修 | 受講者1名当たり | ２７,０００円（消費税を含む） |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 所　属 | 氏　名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |